

## 01 豊橋市とのごみ処理広域化 ごみの分別区分、事業系ごみ処理手数料が変わります



◀市HP

本市では、「財政負担の軽減」「資源エネルギー回収の向上」などのメリットから、豊橋市とごみ処理の広域化を令和7年4月から開始します。そのタイミングにあわせて、ごみに関する制度が変わりますので、ご案内します。

### 家庭系ごみの分別区分の変更(令和7年1月～)

#### ●「もやせるごみ」から、「生ごみ」の分別を新たに開始

- 令和7年1月～3月はごみ中継施設の試運転に使用し、4月から豊橋市への搬入を開始します。
- 生ごみは豊橋市バイオマス利活用センター(神野新田町)に搬入し、バイオガス発電され、エネルギー回収されます。

#### ●「プラマークごみ」「白色トレイ」「発泡スチロール」を、新しく「プラスチックごみ」に統合

- 収集回数は、週1回に増加します。
- プラスチックごみは、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルされます。

#### ●「プラマークごみ以外のプラスチック製品」を「プラスチックごみ」で新しく収集を開始

- プラマークごみ以外のプラスチック製品は、50cm未満のハンガーやバケツ類などです。

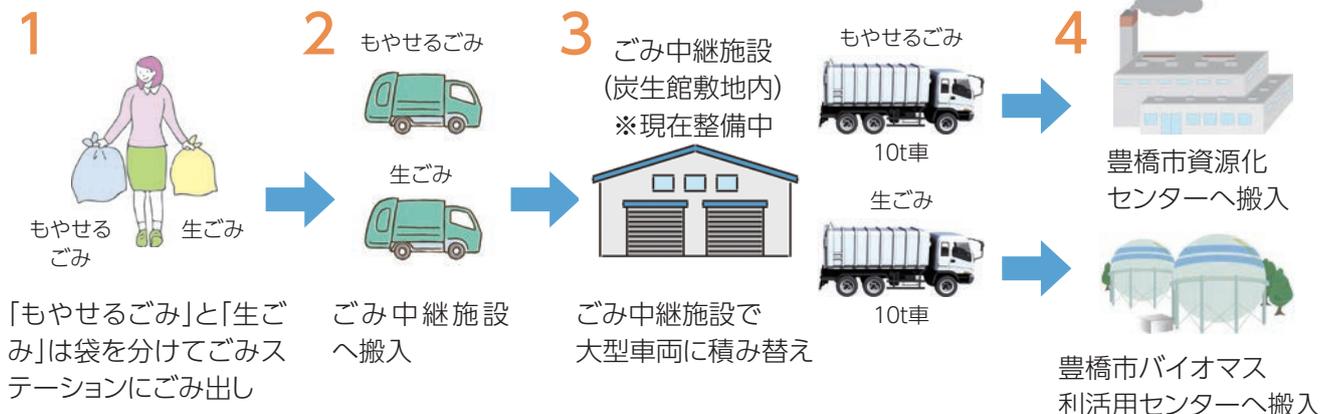
現在の分別区分	新しい分別区分
もやせるごみ【週2回】	もやせるごみ【週2回】 生ごみ【週2回】 ※もやせるごみと同日収集
プラマークごみ【2週1回】	プラスチックごみ【週1回】
白色トレイ【2週1回】	※プラマークごみ以外のプラスチック製品の分別開始
発泡スチロール【月1回】	

### 事業系ごみ処理手数料の見直し(令和7年4月～)

- 本市のごみ処理体制の変更にあわせて、費用負担の適正化のため、事業系ごみの処理手数料を現在の一律10kg100円から見直す予定です。

現在の手数料	ごみの区分	見直し後の手数料(案)
100円/10kg	事業系一般廃棄物 (もやせるごみ、剪定枝木など)	150円/10kg
	事業系一般廃棄物(生ごみ)	50円/10kg

### 広域化後のごみ処理の流れ(令和7年4月～)



#### 【お知らせ】

- 令和6年度に、自治会単位でのごみ分別等説明会や事業者向け説明会を開催予定です。
- 広域化に係る事業内容は、今後も市HPやさんあーるなどで発信していきますので、ご確認ください。

▶ 廃棄物対策課 ☎23-3538